

令和3年度 第2回逗子市個人情報保護運営審議会議事概要

- 1 開催日時 令和3年9月21日（火）10：00～11：30
- 2 開催場所 市役所5階 第3会議室
- 3 出席委員 安達委員、森田委員、海原委員、望月委員、島田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明者 福祉部：廣川次長 社会福祉課：梶山副主幹
学校教育課：内田担当課長
- 6 事務局出席者 情報公開課：矢島課長、栗原副主幹、伊勢会計年度任用職員
- 7 議事概要作成者 情報公開課：栗原副主幹
- 8 会議の公開、非公開の別 公開（議題（2）については非公開：逗子市情報公開条例第20条第1項第2号に該当）
- 9 傍聴者数 0人
- 10 議 題
 - （1）逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
 - （2）諮問第11号 閲覧・交付申請書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
 - （3）諮問第10号 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（児童生徒等）に係る個人情報の本人外収集について【学校教育課】
 - （4）その他
- 11 配付資料
 - 第2回逗子市個人情報保護運営審議会次第
 - 令和3年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
 - 【資料1】諮問第11号 閲覧・交付申請書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
 - 【資料2】諮問第10号 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（児童生徒等）に係る個人情報の本人外収集について【学校教育課】
 - 【資料3】個人情報保護条例解釈運用基準新旧対照表
 - 【資料4】令和3年改正個人情報保護法の施行準備について
 - 【資料5】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧
- 12 審議経過等
 - （1）逗子市個人情報保護運営審議会議事録について【了承】
 - （2）諮問第11号 閲覧・交付申請書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
【適当である旨の答申をすることで同意】
 - （3）諮問第10号 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（児童生徒等）に係る個人情報の本人外収集について【学校教育課】

【以下の内容で答申することに同意】

『審議の結果、諮問の内容を適当と認める。ただし、対象となる個人の類型については、「逗子市立小・中学校児童・生徒」のみとする。

なお、「教職員」について本人外収集の必要性がある場合は、別途諮問されたい。』

(4) その他

- ・ 逗子市個人情報保護条例解釈運用基準の一部改正について、事務局から配付資料に基づき改正部分について報告した。

- ・ 令和3年改正個人情報保護法の施行準備について、事務局から配付資料に基づき報告した。

- ・ 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表について

再評価を行った以下の事務にかかる評価書の個人情報保護委員会への提出・公表が終了した旨報告した。

03 予防接種に関する事務 基礎項目評価書（再評価）

- ・ 次回審議会について、以下の日程で開催することを確認した。

第3回 令和3年11月19日（金）午後2時30分～

以上